

# 田上新町会館規定

(名称)

第1条 本館は、田上新町会館（以下「会館という。」と称する。

(目的)

第2条 会館の使用は、田上新町町会員の福祉の増進と連帯感の高揚及び相互の親睦を深めることを目的とし、管理運営利用方法についてこの規定に定める。

(管理運営)

第3条 会館の維持管理運営は、田上新町町会会則で定められた会員がこれに当たる。

2. 役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 町会長は、町会を代表し、会館業務を統括する。

(2) 町会長は、会館管理者を指名し、会館使用許可・使用料徴収・鍵の管理など会館使用に関する業務範囲を指示・委託し、円滑な管理を実行する。

(3) その他、役員は町会長を補佐し、会館の運営に関する業務を担当する。

3. 会館の運営は、町会の助成金、使用料金その他雑収入などをもってこれに当てる。

(使用手続及び許可)

第4条 会館の使用を希望する者は、前日までに所定の申込用紙を会館管理者を経由して町会長に提出し使用許可を受けなければならない。ただし、使用目的を明記した計画書を提出し継続使用許可を得てある場合は、その期間につき使用の都度の許可手続きは不要とする。

2. 前項の使用できるものは、会員及び会員をもって組織する団体及び会員の紹介により町会長が許可した個人及び団体に限る。

(使用料金)

第5条 使用料金の取扱は次のとおりとする。

(1) 会館使用者は原則として会館使用申込時に使用料金を会館管理者に支払うものとする。

(2) 会館管理者は会館使用者が継続使用・長期契約の場合は使用申込時に支払時期を取り決めて使用許可し、会館使用者は使用料金を会館管理者に支払うものとする。会館管理者は徴収した使用料に報告書を付けて、財務部に納入する。

2. 使用料金は別表のとおりとする。

(使用の中止及び禁止)

第6条 使用許可者が使用中、町会に緊急使用の必要が生じた場合、町会長はその使用を中止させることができる。

2. 使用の際、騒音などを発生し付近住民に不快感を与えた場合、町会長はその使用を中止させることができる。

3. 本規定に違反した使用者に対しては、町会長は使用の禁止を命ずることがある。

(使用者の責務)

第7条 会館の使用者は、鍵を会館管理者より借用し、使用後はよく清掃し使用した器具備品等を所定の場所に整理し、特に火気及び施錠は嚴重に点検・確認し、遺漏無きよう努めなければならない。鍵は使用后直ちに会館管理者に返却しなければならない。

2. 会館の施設、器具、備品等を破損もしくは紛失した使用者は、直ちに町会長に報告しその指示により弁償しなければならない。その責任を怠った場合は、使用責任者又は第4条第2項の紹介者(会員)がその責任を負うものとする。

(清掃管理)

第8条 会館の清掃は、毎月1回とし役員・班長がこれを担当する。清掃後は、所定の用紙に記入し、会館使用簿に綴じ込みするとともに町会担当役員に報告する。

(疑義事項等の決定)

第9条 この規定に定めのない事項、又は、この規定の運用にあたり疑義等が生じた場合は役員会において協議のうえ、これを決定する。

附則

1. この規定は、平成24年4月15日から施行する。
2. 旧田上新町会館規定は廃止する。

別表（第5条関係）

使用料金

1. 町会員のみ（冠婚葬祭を除く）及び町会提携団体						
2. 町会外団体						
使用時間	8:00～12:00	13:00～17:00	18:00～22:30	1日		
校下各種団体	2,000円	2,000円	3,000円	5,000円		
営利目的	4,000円	4,000円	6,000円	10,000円		
3. 冠婚葬祭						
町会員	1日（全館）	10,000円				
町会員以外	1日（全館）	10,000円				
4. 習い事など長期契約						
月回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回
使用料金	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	別途協議

運用について

- (1) 2. 「校下各種団体」に該当するもののうち、次の場合は半額とする。
  - ・町会員が団体の一部の構成員となっている場合
- (2) 町会員が私的に利用する場合は、2. 「校下各種団体」の半額とする。
  - 例示：上棟式等の宴席又は休憩（ただし、冠婚葬祭は除く）
- (3) 3. 「冠婚葬祭」で使用できる部分は全館を対象とする。
- (4) 4. 「習い事など長期契約」では、主催者や講師が町会員で、主に町会員を対象とする習い事などは上記の半額とする。